

令和4年12月15日

課名 島根県環境生活部廃棄物対策課

担当者 三島 ・ 須田

電話 0852-22-6790・6302

特別管理産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき、下記のとおり特別管理産業廃棄物処理業の許可の取消しを行いました。

記

1. 被処分者 有限会社 RR9開発（島根県大田市大田町大田イ313番地9）
代表取締役 松浦 伯至
2. 処分の内容 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
(許可番号：03250224911)
3. 処分の年月日 令和4年12月15日
4. 処分の理由 被処分者は、法第14条第5項第2号ニに規定する欠格要件に該当していたことが判明した。このことは、法第14条の6において準用する法第14条の3の2第1項第4号に該当するため。

【参考】

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分件数（許可取消、停止）

年 度		～H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
産業廃棄物処理業 (特管を含む)	許可取消	66	5		2	4	1	3
	事業停止	26		1				
産業廃棄物処理施設	許可取消	8	2					
	使用停止	4						
一般廃棄物処理施設	許可取消	2						
	使用停止	2						

※件数は許可件数で計上。また、今回の許可取消を含む件数。

※過去5年間の行政処分(取消し処分)は廃棄物対策課ホームページで公開しています。

[産業廃棄物処理業者等に対する行政処分情報]

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/haiki/sangyo_haikibutsu/gyousei_syobun.html